



経営者の皆さまへ

# スマート ガン保険Sセレクトのご案内

※「ガン保険Sセレクト」は、「ガン保険（無解約返戻金型）(22) 無配当」の販売名称です。

**診断確定時に加えて再発等による入院でも、  
給付金が受け取れるガン保険があります。**

もしも、社長・役員がガンで長期不在になったら…

会社の経営は大丈夫だろうか？

取引先との関係維持ができるだろうか？

経営者の役員給与や見舞金等の財源も必要！



こんな時、ガン保険に加入していれば、安心ではないでしょうか。

＜ガン保険Sセレクトなら…＞

- 一時金を受け取ることで、社長や役員などキーマンがガンに罹患した場合の経済的補填ができます。
- 高齢化する社会環境を踏まえた一生涯保障が続くガン保険です。

## 1. ガン保険Sセレクト（ガン診断給付型）の特徴

- ① **ガンの保障が一生涯続きます。**
  - 保険料は保険期間の途中で上がることはありません。
- ② **初めてガンと診断確定されたとき、再発・転移による入院されたとき、一時金（ガン診断給付金）を1年に1回を限度に何度でもお受け取りいただけます。**  
**一時金額（ガン診断給付金額）は、最高800万円まで設定いただけます。**
  - ガン診断給付金額は30万円～800万円を設定いただけます。  
ご契約内容によってはお申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。
- ③ **初めてガンと診断確定されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。**※ガン保険料払込免除特約を付加した場合
- ④ **お申込み時の健康状態に関する告知事項は3つのみ。**
  - 告知事項がすべて「いいえ」であれば、告知書のご提出のみでお申込みいただけます。  
※ お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引き受けできない場合があります。

### ●解約返戻金について

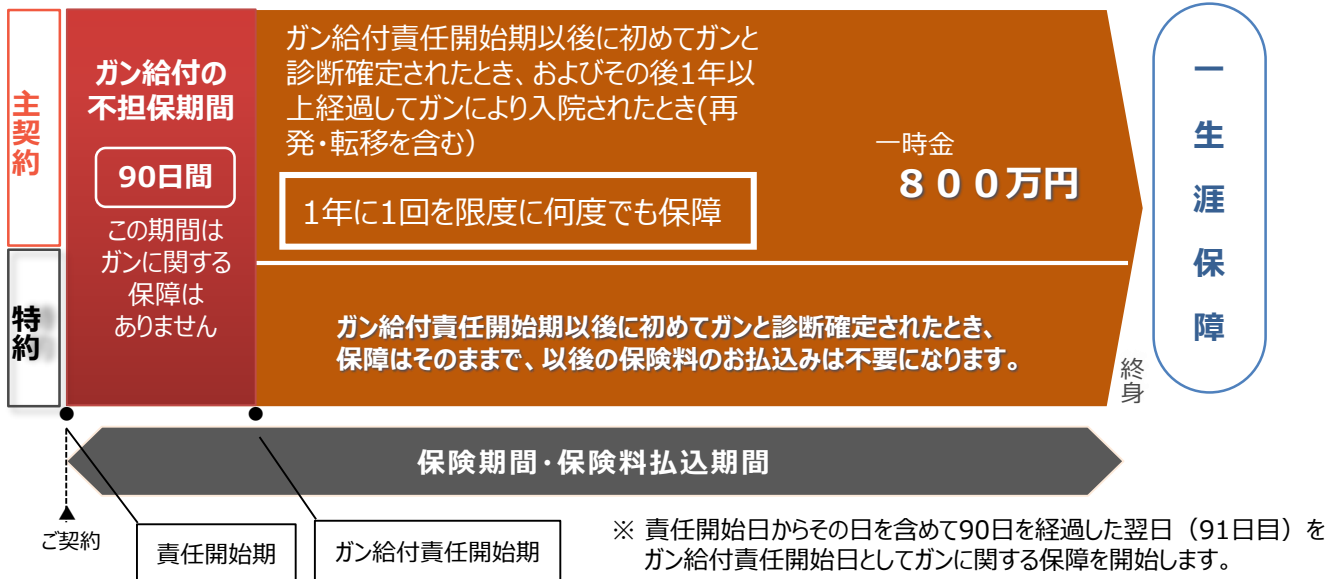
〈主契約の保険契約の型：ガン診断給付型〉保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（ガン診断給付金額の5%）をお受け取りいただけます。

〈特約〉保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

## 2. ご契約例

ご契約者: 法人 被保険者: 経営者・役員 給付金受取人: 法人 ご契約年齢・性別: 40歳・男性 保険期間・保険料払込期間: 終身  
主契約の保険契約の型: ガン診断給付型 ガン診断給付金額: 800万円 ガン保険料払込免除特約



### ご契約形態

	契約例
契約者	法人
被保険者	経営者・役員
給付金受取人	法人

### 保険期間

× 終身(一生涯) ×

### 保険料払込期間

終身払契約

有期払契約

## 3. 保険料例 月払保険料(口座振替扱・単位:円)

### 契約例Ⅰ

保険料払込期間: 終身

保険期間: 終身 主契約の保険契約の型: ガン診断給付型  
ガン診断給付金額: 800万円 ガン保険料払込免除特約

契約年齢	男性	女性
30歳	12,480円	13,280円
40歳	19,432円	18,504円
50歳	32,256円	23,912円
60歳	54,944円	32,376円
70歳	76,752円	41,744円

### 契約例Ⅱ

保険料払込期間: 終身

保険期間: 終身 主契約の保険契約の型: ガン診断給付型  
ガン診断給付金額: 800万円

契約年齢	男性	女性
30歳	11,064円	11,000円
40歳	16,328円	14,816円
50歳	24,840円	18,496円
60歳	37,160円	23,656円
70歳	48,608円	29,040円

【法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと】

- 法人向け保険商品は、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とする商品です。
- 法人向け保険商品をお選びいただく際には、注意喚起文書「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。
- 経理処理の際に必要な情報につきましては、「保険設計書」や、「保険証券」に同封の書類にてご確認ください。
- 税務上の取扱いについては、2022年10月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、具体的な経理処理にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。

※生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。